

令和8年度 玄海町保育所保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				
階層区分	定義		徴収金基準額 (月額)	
			3歳未満児	
第1	生活保護世帯又は里親		第1子	0円
			第2子	0円
第2-1	第1階層を除き、町民税が非課税の世帯で、ひとり親世帯等		第1子	0円
			第2子	0円
第2-2	第1階層を除き、町民税が非課税の世帯		第1子	0円
			第2子	0円
第3-1	第1階層を除き、町民税課税世帯であって、その町民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満で、ひとり親世帯等	第1子	2,910円
			第2子	0円
第3-2		48,600円未満	第1子	12,670円
			第2子	6,330円
第4-1(1)		48,600円以上57,700円未満で、ひとり親世帯等	第1子	4,500円
			第2子	0円
第4-1(2)		48,600円以上57,700円未満	第1子	18,000円
			第2子	9,000円
第4-2(1)		57,700円以上77,101円未満で、ひとり親世帯等	第1子	4,870円
			第2子	0円
第4-2(2)		57,700円以上97,000円未満	第1子	19,500円
			第2子	9,750円
第5-1	97,000円以上133,000円未満	第1子	26,700円	
		第2子	13,350円	
第5-2	133,000円以上169,000円未満	第1子	28,920円	
		第2子	14,460円	
第6-1	169,000円以上235,000円未満	第1子	36,600円	
		第2子	18,300円	
第6-2	235,000円以上301,000円未満	第1子	39,650円	
		第2子	19,820円	
第7	301,000円以上	第1子	52,000円	
		第2子	26,000円	

多子世帯(2人以上子どもがいる世帯)などの保育料軽減策

○国の軽減策・・・

年収おおそ360万円未満の世帯(第4-2(1)階層以下)について

兄または姉の年齢制限なしで子どもの数をカウント

第2子:半額、第3子以降:0円

※ひとり親世帯、在宅障がい児(者)世帯などの場合

第2子以降:0円

○町独自の軽減策・・・

年収おおそ360万円以上の世帯(第4-2(2)階層以上)について

兄または姉が18歳に達した日以後の最初の3月31日までの範囲で子どもの数をカウント

第2子:半額、第3子以降:0円